破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２０５号
栃木県足利市元学町830番地８、開始決定時の住所栃木県足利市柳原町855番地
破産者　深野　耕平
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第５１号
栃木県足利市元学町830番地８、開始決定時の住所栃木県足利市柳原町855番地
破産者　深野　則子
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１５号
千葉県木更津市桜井704番地36
破産者　結城みさ子
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第５４３号
奈良県宇陀郡御杖村大字土屋原745番地
破産者　丸二木材ことマルニ木材こと　西俣　照美
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
奈良県大和高田市大字市場111番地の29
破産者　梅本　宏彦
１　決定年月日　平成22年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２４８号
茨城県牛久市神谷２丁目10番地11
破産者　浦山　喜芳
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第３０５号
栃木県小山市大字間々田1156番地８、住民票上の住所茨城県古河市尾崎1364番地
破産者　伊藤恒三郎
１　決定年月日　平成22年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１８５６号
札幌市北区北７条西１丁目１番地11　バームハイツ札幌404号
破産者　朝倉　秀樹
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６８２号
札幌市白石区南郷通９丁目南１番27号　ブルヴァール南郷201号
破産者　内田　陽子
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９０６号
札幌市厚別区厚別東３条４丁目７番27号
破産者　木下　有子
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４９号
宮城県気仙沼市上田中１丁目５番20号サンライズ上田中８号、住民票上の住所宮城県気仙沼市大向28番地３
破産者　小野寺雄太
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第２５５号
茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1987番地湯原清方、住民票上の住所茨城県つくば市若栗908番地
破産者　西村　行夫
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０９号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目26番４号
破産者　佐々木照子
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１７９号
埼玉県入間市大字野田966番地
破産者　渡邊　恭子
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６９４号
埼玉県川越市大字小堤909番地９　リーベM205号室
破産者　宮本　正人
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２３８８号
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番10―106号
破産者　小西　眞平
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０号
長野県佐久市入澤594番地
破産者　小林　一郎
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第７１号
長野県佐久市入澤594番地
破産者　小林　慶子
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第８５７号
愛知県小牧市外堀１丁目31番地　プレジール松山103号古林卓雄方、住民票上の住所愛知県春日井市六軒屋町字中山1312番地82
破産者　柴田　純江
１　決定年月日　平成22年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部